

令和7年度向日市留守家庭児童会入会申請について

向日市教育委員会では、令和7年度の留守家庭児童会入会申請を次のとおり受付します。入会をご希望の方は本案内をよくお読みいただき、申請してください。なお、令和7年度の入会の対象は小学1年生から4年生です。

1 入会対象児童（入会資格）

市内に在住する1年生から4年生までの児童のうち、保護者等の全員が次の各号のいずれかに該当する児童
※保護者等とは「保護者」と「同居や同一世帯（18歳以上65歳未満）の方全員」を指します。

1	保護者等が放課後から夕方までの間、就労等により、児童の保育が困難な場合。 ※休憩時間を除いた実労働時間が月80時間以上かつ月平均15日以上就労等が必要です。
2	保護者等の病気（入院・通院）、家族の看護・介護などのため児童の保育が困難な場合。
3	母親が出産前後であるため、児童の保育が困難な場合。 ※産前8週間（多胎妊娠の場合は産前14週間）と産後8週間の期間。

※ただし、入会資格に該当する児童であっても、留守家庭児童会育成事業運営要綱に基づき、対象外となる場合があります。

※上記1～3に保護者等の全員が該当し、特別な配慮が必要な5・6年生（注1）の入会については、生涯学習課までご相談ください。（注1）身体障害者手帳や療育手帳を有している、特別支援学校に在籍中、特別児童扶養手当を受給中で留守番が難しい児童

2 受付期間

対象	日程	時間	場所
在会者	令和6年10月24日（木）～26日（土） 28日（月）～31日（木）	平日：午後1時～午後7時 土曜：午前8時30分～午後6時	在会中の児童会 ※保護者が直接提出してください。
新規入会 及び 在会者	令和6年11月11日（月）～15日（金） 18日（月）～22日（金）	午前8時30分～午後5時	向日市役所 別館1階 生涯学習課 ※東向日別館では ありません。 ※土曜日・日曜日は 第1駐車場側から 別館にお入りください。
	令和6年11月16日（土）・17日（日）	午前10時～午後3時	

- ・郵送での受付はできません。
- ・書類に不備のある場合及び協力金等に未納がある場合は受付できません。
- ・上記の受付期間内に書類が揃わない場合は、あらかじめ生涯学習課までご連絡ください。
- ・受付期間後の申請は5月1日以降の入会となります。（向日市外からの転入の場合はご相談ください。ただし4月1日からの入会はお約束できません。）
- ・5月以降の途中入会の場合は、毎月15日（市役所閉庁日の場合は直前の開庁日）まで受付、翌月1日からの入会となります。
- ・冬休みや春休みのみの入会はありません。4月入会と5月以降の途中入会の申請をご利用ください。
- ・学校夏季休業中（夏休み）のみの入会に関しては5月の広報誌でお知らせします。

3 入会審査結果通知

入会審査の結果を2月下旬（5月以降の途中入会の場合は当月25日頃）に各家庭に送付予定です。
なお、通知と同時にスポーツ安全保険の加入手続きを行います。通知後に入会を辞退される場合でも保険料をお支払いいただく場合がありますので、ご了承ください。

4 入会説明会 新規入会児童の保護者を対象に各児童会で行います。

日時 第1～第6留守家庭児童会：3月1日（土）午前11時から

※新規入会の方は、利用前に説明を受けていただく必要があります。説明会に参加できない方は児童会へ連絡して別日に説明を受けてください。

（5月以降の途中入会の場合は、入会前の月末に各児童会で行います。）

5 開設時間

	開設時間	延長時間 (別途延長利用料が発生)	早朝時間 (別途早朝利用料が発生)
平日	放課後～午後6時	午後6時～午後7時	—
土曜日 (通年)	午前8時30分～午後6時	—	—
春夏冬休み期間の 平日及び振替休日 に伴う1日育成日	午前8時30分～午後6時	午後6時～午後7時	午前8時～午前8時30分

※留守家庭児童会は、同居者全員が就労等により児童を保育できない日のみ利用できます。

就労等をされていない日はご家庭での保育をお願いします。

また、保護者の就労時間に合わせたお迎え・自分帰りをお願いします。

6 休会日

- ・日曜日、祝日、国民の休日
- ・8月14日、15日、16日、12月29日～1月4日
- ・年度末（3月末）事務整理日（年度末の日曜日を除く2日間）
- ・気象警報等による臨時休会日

7 経費 留守家庭児童会では以下の費用が必要です。

（1）保護者協力金：令和6年度の市民税額に応じてご負担いただきます。

階層	算定の基礎	協力金（月額）
		第2子目：1,000円減額 第3子目以降：全額免除
A	生活保護・準要保護(就学援助費)世帯、 市民税非課税世帯、市民税が均等割のみの課税世帯	0円
B	市民税の所得割額が 7,000円未満の世帯	2,700円
C	市民税の所得割額が 7,000円以上55,000円未満の世帯	4,300円
D	市民税の所得割額が 55,000円以上129,000円未満の世帯	5,900円
E	市民税の所得割額が129,000円以上177,000円未満の世帯	7,000円
F	市民税の所得割額が177,000円以上の世帯	8,000円

- ・住宅借入金等特別控除・寄附金控除・配当控除等の税額控除は適用せず、控除前の金額で算定します。
- ・単身赴任等で住民票が別の保護者も世帯に含みます。
- ・生活保護・準要保護(就学援助費)の適用、世帯構成の変更等により協力金に変更になる場合は生涯学習課まで申し出てください。協力金の変更は申し出の翌月から適用となります。
- ・第2子目、第3子目とは入会中（学校夏季休業中のみ入会の児童を除く）の児童数です。
- ・前年の1月1日現在において、扶養親族のうち19歳未満の者がいる世帯は扶養控除があると想定して協力金の算定を行います。
- ・在籍中は休会中でも協力金は納付していただきます。日割り計算は行いません。
- ・保護者協力金、延長・早朝利用料は京都銀行・ゆうちょ銀行の口座振替払いで納付していただきます。

(2) 延長利用料 平日：午後6時～午後7時の利用

利用区分	利用料(1人当たり)
希望日利用(1日単位)	200円/回(最大3,000円/月)
A階層・第3子目以降	0円

- ・延長の利用予定がない日でも、午後6時を過ぎると延長利用料が発生します。
- ・延長利用の際は保護者のお迎えが必要です。

(3) 早朝利用料

(春夏冬休み期間の平日及び学校の振替休日に伴う一日育成日：午前8時～午前8時30分)

利用区分	利用料(1人当たり)
希望日利用(1日単位)	100円/回
A階層・第3子目以降	0円

- ・利用の連絡がない場合でも午前8時30分までに施設に入られた場合は利用料が発生します。

(4) スポーツ安全保険料(入会児童1人につき800円/年)

※別途、おやつ代及び行事費(1か月2,200円程度)が必要です。

8 各留守家庭児童会

名称	所在地	TEL・FAX
向日市第1留守家庭児童会	向陽小学校内(向日市向日町南山3)	934-2101
向日市第2留守家庭児童会	第2向陽小学校内(向日市物集女町南条70)	934-2102
向日市第3留守家庭児童会	第3向陽小学校内(向日市森本町下森本30)	934-2103
向日市第4留守家庭児童会	第4向陽小学校内(向日市寺戸町三ノ坪20)	934-2104
向日市第5留守家庭児童会	第5向陽小学校内(向日市上植野町五ノ坪1)	934-2105
向日市第6留守家庭児童会	第6向陽小学校内(向日市寺戸町大牧24)	934-4511

9 その他

- ・児童会は保護者の送迎が原則ですが、保護者の責任のもと集団帰りや1人帰りをすることができます。ただし新1年生は4月の間、保護者の送迎が必要です。新1年生の集団帰りや1人帰りの開始時期については入会後にお知らせします。
- ・児童会では1・2年生には学校の宿題をする時間を設けていますが、3年生以上については児童の自主性に任せています。指導員が勉強を教えたり、答え合わせをすることはできません。また、音読等の音が出る宿題やタブレットを使う宿題はできません。
- ・学校給食のない日は、お弁当の持参が必要です。
- ・児童会では学校休業期間中(夏休み等)の一日育成等、状況に応じて学校施設を活用した育成を行います。なお、児童会によっては学校施設の利用の際に上履きが必要となります。
- ・入会決定後に住所、勤務先、勤務状態、家族構成(結婚・離婚・出産)、課税内容、就学援助費の適用など入会申請時の状況に変更があった場合は、各児童会または生涯学習課に変更届を提出してください。
- ・入会申請の内容が事実と異なる場合は、入会通知を取り消すことがあります。また必要に応じて就労証明書や診断書等の提出を改めてお願いすることがあります。
- ・保護者協力金及びその他の費用を滞納された場合は退会となりますので、やむを得ない事情で納付が遅れる場合は必ず生涯学習課にご相談ください。
- ・児童会は年度毎に入会申請が必要です。令和8年4月以降も利用される場合は再度入会申請が必要です。

10 提出書類について 申請書等は向日市のホームページからダウンロードできます。

ホーム ▶ 申請書ダウンロード ▶ 子育て・教育 ▶ 留守家庭児童会 ▶ 令和7年度留守家庭児童会入会申請について

入会申請書【必須】：申請書は1家庭につき1枚、記入してください。

※準要保護(就学援助費)の適用及び申請中(申請予定)の世帯は、申請時に必ずご記入ください。ご記入がない場合は、保護者協力金が発生する場合があります。

同意書【必須】：同意書は1家庭につき1枚、記入してください。

児童状況調査票【必須】：入会希望の児童全員について記入してください。

令和6年度課税(非課税)証明書：令和6年1月1日に向日市に住民票がない方は提出してください。

※令和6年1月2日以降に向日市に転入された方(転入予定の方)、住民票が向日市以外で単身赴任中の方は、令和6年1月1日に住民票のあった市町村で交付を受けてください。

転入予定届：向日市に転入予定の方は提出してください。

保育が必要となることの証明書類【必須】

①就労 **就労証明書**

- ・「保護者」と「同居や同一世帯の就労者(18歳以上65歳未満) 全員分」
- ・休憩時間を除いた実労働時間が月80時間以上かつ月平均15日以上の就労が確認できる必要があります。

※自営業の方は、事業内容のわかる書類を添付してください。(例：前年の確定申告書、税務署への開業届、名刺等)

※就労先が複数ある場合は、それぞれの就労先について就労証明書を提出してください。

※土曜利用希望の方は、事業所に土曜勤務の頻度や時間帯について、就労証明書の備考欄に記載依頼をしてください。

※保育所入所用の就労証明書のコピーでも提出していただけます。

※就労証明書(見込み)を提出された方は、後日、就労証明書(実績)の提出が必要です。

※4月からの入会を希望で求職活動中の方は求職活動届出書(生涯学習課で配布)を提出してください。

②就学 **在学証明書・時間割** 入会希望児童の保護者等が就学の場合、提出が必要です。

(児童の兄弟姉妹が就学の場合は必要ありません。)

- ・入会する年度の在学証明書と時間割が必要です。
 - ・月80時間以上かつ月平均15日以上の授業等が確認できる必要があります。
- ※4月入会申請の際に入学予定の方は「入学決定通知(写)」と「履修内容が確認できるもの」、在学中の方は「在学証明書か学生証(写)」と「時間割」を提出してください。なお、児童会入会后、4月中に新年度の在学証明書と時間割を提出してください。

③疾病・看護・介護 **医療機関の診断書**

- ・診断書が病院の任意様式の場合は、児童の保育ができない等の診断と期間の記入が必要です。
- ※予定表等の追加資料を求める場合があります。

④出産 **母子手帳(写)** 児童の母親が出産前後の場合は提出してください。

- ・母親の氏名、出産予定日が記載されているページ(写)を提出してください。

※育児休業中は、児童会を利用できません。

お問い合わせ

〒617-8665 向日市寺戸町中野20番地(市役所別館1階) ※東向日別館ではありません。
向日市教育委員会生涯学習課 TEL 874-2987 Fax 931-2555